

2024年7月29日

一般社団法人 CIEC 御中

弁護士 難波 孝一
弁護士 山岸 良太
弁護士 岡野 智

調査報告書（概要）

1 本調査の概要

CIEC は、「CIEC 春季カンファレンス 2023」における研究発表投稿論文（以下「本件論文」という。）の査読（以下「本件査読」という。）に関して、論文投稿者から査読の不正があった旨及び CIEC 執行部から論文投稿者に対するハラスメントがあった旨の申立てを受けた。CIEC は、上記申立てを受けて、弁護士難波孝一、同山岸良太、同岡野智（以下「当職ら」という。）に対し、当該申立てに関する調査を委託した。当職らは、CIEC から独立した外部調査委員会（以下「本外部調査委員会」という。）を組成し、下記事項について調査を行った。なお、当職らは、いずれも CIEC から本調査以外に業務を受任したことはなく、CIEC 及びその執行部並びに本件査読関係者、論文投稿者とは何らの利害関係も有していない。

- (1) 本件査読に不正があったか
- (2) 本件査読に関する論文投稿者と CIEC 執行部との間のやり取りにおいて、CIEC 執行部に論文投稿者へのハラスメントがあったか

2 検討

(1) 本件査読における不正の有無（調査事項(1)について）

本外部調査委員会は、論文投稿者から申入れのあった下記①～③の事項に関して、(a) 建設的批判、(b) 適格性、(c) 公平性・誠実性を欠くような査読が行われていたか否かという観点から、査読不正の有無について、検討した。

- ① 論文投稿者が CIEC 春季カンファレンスに投稿した論文に関して、前後複数年にわたって、同一の査読担当者が恣意的な査読を行っている可能性があること
- ② 本件査読担当者は、査読に必要な能力を欠いていること
- ③ 上限ページ数との関係で不可能な修正の要請あるいは本件論文に関する誤った理解

に基づいた修正の要請等が行われたこと、及び、本件査読に係る結果通知後の説明において、本件査読におけるコメントにはない、「ページ数については、図などを小さくするなど対応でき、査読者の指摘をふまえて修正しながら既定のページ数に収めることが投稿者に求められている」との指摘がなされたこと

本調査の結果、論文投稿者から指摘された上記①～③に関して、同一の査読担当者が複数年にわたって担当した事実は認められず、また、いずれの事項についても、建設的批判、適格性、公平性・誠実性を欠くものとは認められず、査読不正があったとは認められないと評価することができる。また、提出された客観的資料及びヒアリング結果からは、他に本件査読が不正であったことを窺わせる事情は認められなかった。

(2) 本件査読に関する論文投稿者と CIEC 執行部との間のやり取りにおける、CIEC 執行部による論文投稿者に対するハラスメントの有無（調査事項(2)について）

本外部調査委員会は、論文投稿者から申入れのあった、「本件査読に関連して、CIEC 事務局長から論文投稿者が行っていることはハラスメントであると決めつけられ、これを認めざるを得ないような極めて高圧的な態度を取られた」点を中心として、CIEC 執行部あるいは CIEC 事務局長と、論文投稿者とのやり取りがすべてメールで行われていることから、やりとりされていたメールを検討し、CIEC 春季カンファレンス 2023 の運営あるいは本件査読に関する業務に関して、CIEC 執行部あるいは CIEC 事務局長において論文投稿者に対し、必要かつ相当な範囲を超えた要請等を行っていたか否かという観点から、ハラスメントの有無について検討した。

本調査の結果、本件査読に関連して、投稿者メールにハラスメントに該当する内容が含まれていたとして、CIEC 執行部に対し真意の説明や謝罪を求められているが、CIEC 執行部あるいは CIEC 事務局長が、論文投稿者に対して、CIEC 春季カンファレンス 2023 の運営あるいは本件査読に関する業務に関して、事前に公表していたアンチハラスメントポリシーに則った必要かつ相当な範囲を超えるものとは認められず、ハラスメントに該当するものとは認められないと評価することができる。また、提出された客観的資料及びヒアリング結果からは、他に CIEC 執行部から論文投稿者に対するハラスメントがあったことを窺わせる事情は認められなかった。

3 結論

本件調査事項に関する本外部調査委員会による本調査の結果として、(1) 本件査読に不正があったことは認められないと評価することができ、また、(2) 本件査読に関する論文投稿者と CIEC 執行部との間のやり取りにおいて、CIEC 執行部による論文投稿者に対するハラスメントがあったことも認められないと評価することができる。

4 今後の改善策等の提案

CIEC の編集委員会において、毎年、CIEC 春季カンファレンスの研究発表投稿の査読に関して、必要に応じて、見直しが行われているが、当該見直しによる査読の質の向上に関する認識については、必ずしも会員一般に広く周知されておらず、このことが論文投稿者の誤解を生んだという側面があるように思われる。

また、査読方針、査読基準、査読体制の適切な整備が行われているにもかかわらず、査読方針、査読基準、査読体制等の大部分が公表されていないことによって、本件のように、論文投稿者において、同一の担当者が複数年にわたって査読を担当し、恣意的な査読が行われていたとの誤解が生じてしまった側面があるように思われる。

以上のような観点からは、上記の査読方針や査読基準等については、可能な範囲で、会員一般にも公表するなどして、今後、論文を投稿する者にできるだけ誤解が生じないように改善をすることが考えられる。

以上